[事案 2022-41] 新契約無効請求

· 令和 4 年 10 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成14年6月に契約した変額保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払 込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人は、約款および意向確認書の交付を怠った。
- (2)募集人は、重要事項の説明を怠った。
- (3)募集人は、変額保険販売資格を取得していない平成14年2月に、別の募集人の名前で作成した設計書を持参し、不正販売活動をした。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、ご契約のしおり・約款、パンフレット、変額保険のリスクを記載した書面を交付し、申立人から、書面の内容を確認したことについて自署と捺印がされている確認書を取得している。
- (2)募集人は、契約申込日以前に変額保険の販売資格を取得しており、無資格販売はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立内容や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。